

住民投票条例、常設型か非常設型か 自治基本条例の議論の中で

十一月十七日、自治基本問題特別委員会が開かれました。

特別委での議論の方向は

「自治基本条例をつくらう」ということで、市民会議が結成され、条例案文作成まで視野に入れて協議が進められています。その市民会議から「条例に盛り込むべき内容」が提示され、それに対して議会としての議論が進められているのです。党議員団では、「特別委で、議会としても条例案をつくる方向で検討すべき」と提起してきましたが、「市民会議の提起に対して意見を聴取する」ということで進められています。特別委で協議されたことが、どのように条例に反映するのかまったく不明です。特別委でどこまでやるかという議論の中で、「事前審査になる」という意見があったといえます。事前審査ということの意味がよく解っていないように、何が事前審査に当たるのかも不明なまま、進められているように思います。

認識の一致が必要では

十七日の議論の中で、自治基本条例の中に住民投票制度をどう位置づけるかが議論になりました。「常設型にするか非常設型にするか」ということです。「常設型に」という会派と「非常設型で」という会派が半々になりました。ところが「非常設型」といいながら、「住民投票条例を設ける」というのです。これおかしいと思いませんか。私は特別委の委員ではありませんが、許可を得て次のように発言しました。

今、常設型か非常設型かというところで議論がされてきました。しかし、何が常設型で、どういうのが非常設型なのか、みなさん認識が違うようです。これでは困ります。私は、住民投票条例を制定しておいて問題が起きた時にすぐ対応できるようにしておくのが常設型、問題が起きた段階でその都度住民投票条例を制定し

て対応するのが非常設型だと思うのですが、もしこの認識が違っているなら、「意見をいただきたい。まず認識を一致させてから議論すべきではないですか。」

反論はありませんでした。

良く解っていないようです

「非常設型」といいながら住民投票条例を設ける」というのは、ありえないことだと思えますが、平気でそんな議論をしているのですから、あきれてしまいます。さらに輪をかけて、そのことを行政側に聞こうという議員もいるのですから、何をかいわんやです。議会

がこんな議論をしているようでは、市民会議の皆さんに笑われてしまいますね。

高田公園より見た妙高山(13日)



日本共産党上越市議会議員 杉本敏宏の

市政レポート

2006年11月26日 No.125
発行 杉本敏宏事務所
上越市東本町5丁目1番38号
TEL 025(524)3787 FAX 025(524)3832